

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の軽減措置に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の収納に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の滞納整理に関する事務</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国保資格のある住民及びその世帯の世帯主あるいは国保資格のあった方及びその世帯主に関する情報の管理</li> <li>②国民健康保険税申告書等の課税根拠資料の個人特定及び管理</li> <li>③基準総所得金額及び国民健康保険税の算出</li> <li>④国民健康保険税額の徴収方法や納期毎の期割税額、課税内訳、納期限の管理</li> <li>⑤口座振替納付に係る振替口座の管理</li> <li>⑥緩和措置対象者(特定同一世帯所属者、旧被扶養者)、非自発的失業者、介護適用除外者及び可見市国民健康保険減免取扱規則による申請者の管理</li> <li>⑦普通徴収や年金特別徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の発行</li> <li>⑧国民健康保険税の収納</li> <li>⑨還付充当処理や督促状の発行</li> <li>⑩金融機関等への財産調査、自治体・勤務先等への実態調査</li> <li>⑪財産の差押、換価、繰上徴収、交付要求、滞納処分の執行停止、不納欠損処分</li> <li>⑫各種催告書の発送、電話催告、訪問催告</li> <li>⑬国民健康保険税納税証明書及び国民健康保険税納付済額のお知らせ等の発行</li> </ol> <p>中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル、国民健康保険税(料)システムファイル、宛名ファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及び本人情報が記載された書類の保管又は廃棄</li> </ul> <p>・マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	課長 桜井 孝治	課長 高木 和博	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5①部署	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 高木 和博	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の16の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項、28の項、31の項、42の項、80の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の27の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	国保年金課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可見市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可見市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II.2取扱者数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV6接続しない(提供)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV8監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月2日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の27の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の27の項	事後	評価書の見直しに伴うもの
令和6年8月20日	I 1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の軽減措置に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の収納に関する事務</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> </ul> ①国保資格のある住民及びその世帯の世帯主あるいは国保資格のあった方及びその世帯主に関する情報の管理 ②国民健康保険税申告書等の課税根拠資料の個人特定及び管理 ③基準総所得金額及び国民健康保険税の算出 ④国民健康保険税額の徴収方法や納期毎の期割税額、課税内訳、納期限の管理 ⑤口座振替納付に係る振替口座の管理 ⑥緩和措置対象者(特定同一世帯所属者、旧被扶養者)、非自発的失業者、介護適用除外者及び可見市国民健康保険減免取扱規則による申請者の管理 ⑦普通徴収や年金特別徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の発行 ⑧国民健康保険税納税証明書及び国民健康保険税納付済額のお知らせ等の発行 ⑨中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の軽減措置に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の収納に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の滞納整理に関する事務</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> </ul> ①国保資格のある住民及びその世帯の世帯主あるいは国保資格のあった方及びその世帯主に関する情報の管理 ②国民健康保険税申告書等の課税根拠資料の個人特定及び管理 ③基準総所得金額及び国民健康保険税の算出 ④国民健康保険税額の徴収方法や納期毎の期割税額、課税内訳、納期限の管理 ⑤口座振替納付に係る振替口座の管理 ⑥緩和措置対象者(特定同一世帯所属者、旧被扶養者)、非自発的失業者、介護適用除外者及び可見市国民健康保険減免取扱規則による申請者の管理 ⑦普通徴収や年金特別徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の発行 ⑧国民健康保険税の収納 ⑨還付充当処理や督促状の発行 ⑩金融機関等への財産調査、自治体・勤務先等への実態調査 ⑪財産の差押、換価、繰上徴収、交付要求、滞納処分等の執行停止、不納欠損処分 ⑫各種催告書の発送、電話催告、訪問催告 ⑬国民健康保険税納税証明書及び国民健康保険税納付済額のお知らせ等の発行 ⑭中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1対象人数いつの時点の係数	令和2年3月19日 時点	令和6年2月20日 時点	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月20日	II 2取扱者数	令和2年3月19日 時点	令和6年2月20日 時点	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和7年1月24日	I 1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の軽減措置に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の収納に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の滞納整理に関する事務</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> </ul> <p>①国保資格のある住民及びその世帯の世帯主あるいは国保資格のあった方及びその世帯主に関する情報の管理 ②国民健康保険税申告書等の課税根拠資料の個人特定及び管理 ③基準総所得金額及び国民健康保険税の算出 ④国民健康保険税額の徴収方法や納期毎の期割税額、課税内訳、納期限の管理 ⑤口座振替納付に係る振替口座の管理 ⑥緩和措置対象者(特定同一世帯所属者、旧被扶養者)、非自発的失業者、介護適用除外者及びひかり市国民健康保険減免取扱規則による申請者の管理 ⑦普通徴収や年金特別徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の発行 ⑧国民健康保険税の収納 ⑨還付充当処理や督促状の発行 ⑩金融機関等への財産調査、自治体・勤務先等への実態調査 ⑪財産の差押、換価、繰上徴収、交付要求、滞納処分の執行停止、不納欠損処分 ⑫各種催告書の発送、電話催告、訪問催告 ⑬国民健康保険税納税証明書及び国民健康保険税納付済額のお知らせ等の発行</p> <p>中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の軽減措置に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の収納に関する事務</li> <li>・国民健康保険税の滞納整理に関する事務</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> </ul> <p>①国保資格のある住民及びその世帯の世帯主あるいは国保資格のあった方及びその世帯主に関する情報の管理 ②国民健康保険税申告書等の課税根拠資料の個人特定及び管理 ③基準総所得金額及び国民健康保険税の算出 ④国民健康保険税額の徴収方法や納期毎の期割税額、課税内訳、納期限の管理 ⑤口座振替納付に係る振替口座の管理 ⑥緩和措置対象者(特定同一世帯所属者、旧被扶養者)、非自発的失業者、介護適用除外者及びひかり市国民健康保険減免取扱規則による申請者の管理 ⑦普通徴収や年金特別徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の発行 ⑧国民健康保険税の収納 ⑨還付充当処理や督促状の発行 ⑩金融機関等への財産調査、自治体・勤務先等への実態調査 ⑪財産の差押、換価、繰上徴収、交付要求、滞納処分の執行停止、不納欠損処分 ⑫各種催告書の発送、電話催告、訪問催告 ⑬国民健康保険税納税証明書及び国民健康保険税納付済額のお知らせ等の発行</p> <p>中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>		
令和7年1月24日	I 3法令上の根拠	別表第一の16の項	別表の24の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4 ②法令上の根拠	別表第二の27の項	主務省令第2条の表の48の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9規則第9条第2項の適用	—	[ ]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1対象人数いつ時点の計数か	令和6年2月20日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	令和6年2月20日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8人手を介在させる作業	—	十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策/十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)